

事業計画書

自 令和8年 1月 1日

至 令和8年12月31日

公益社団法人日本女子プロ将棋協会

令和8年度 公益社団法人日本女子プロ将棋協会

事業計画

(令和8年1月1日～12月31日)

【定款より抜粋】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性らしい感性を活かした日本の伝統文化である将棋の普及活動
 - (2) 棋力向上のために対局を実施、棋道の研鑽に努め将棋発展へ寄与
 - (3) 将棋の対局棋譜の提供および解説・講評、ウェブ中継等の実施
 - (4) 女の子たちが夢と憧れを持って女流棋士を目指せる育成組織の形成
 - (5) 指導者を養成するための技術指導・マニュアル作成
 - (6) 礼儀・作法を大切にする将棋を通じた国際親善
 - (7) 高齢者や身障者へ合わせた将棋の楽しみ方の構築、地域・社会への貢献
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の(1)～(8)の各事業は本邦および海外において行うものとする。

定款 第4条第1項、第4項、第6項に関する事業

1. 将棋教室

- (1) 麹町サロン 毎週 木曜日 対象：初心者から有段者
- (2) プライベートレッスン 不定期開催 対象：初心者から有段者
- (3) GSP チャレンジ 毎月1回 女流棋士育成のための将棋塾
対象：女性有段者

2. 普及イベント

- (1) 公開対局イベント「けやきカップ」 3月 東京都府中市
- (2) 公開対局イベント「卯月カップ」 4月 東京都港区
- (3) 将棋ファンとの交流イベント 6月、12月 東京都内
- (4) 公開対局イベント「企業対抗ペアマッチ」6月 東京都内

3. 将棋大会開催活動

(1) 中学生女子名人戦	4月～8月	東京他全国8地区
(2) 小学生女子名人戦	4月～8月	東京他全国8地区
(3) 女子アマ王位戦	9月～12月	東京他全国8地区
(4) 女子アマ団体戦	11月	東京都大田区
(5) キッズ将棋大会	11月	オンライン開催
(6) 女性将棋大会	2月、10月	東京都、大阪府
(7) ダブルス将棋大会	2月	東京都港区

4. 子供への普及活動

- (1) 小学校の課外授業、日本伝統文化授業等への棋士派遣
- (2) はじめてのしょうぎ入門教室 4月～8月 東京他全国8地区

定款 第4条第2項、3項に関する事業

棋戦運営（令和8年1月1日現在）

1. 女流王位戦（第36期 北海道・東京・中日・神戸・徳島・西日本各新聞社）

- (1) 第35期女流王位 福間香奈女流王位
- (2) シード者以外の現役女流棋士全員が参加して、トーナメント形式の予選を行う（実施済）。
- (3) シード者6名、予選通過者6名の計12名を紅白2組に分けてそれぞれ総当たりのリーグ戦を行う（進行中）。
- (4) 紅白各組の最高成績者が挑戦者決定戦を行い、その勝者を挑戦者とする。
- (5) 福間香奈女流王位と挑戦者との間で五番勝負を行い、第36期女流王位を決定する。

※9月以降、第37期女流王位戦が開始される予定

定款 第4条第5項に関する事業

1. インストラクター制度の運営

- (1) 将棋指導者としての公認インストラクターの養成
- (2) インストラクター及びインストラクター希望者、他指導者のための講習会等開催
7月、8月、11月、12月
- (3) インストラクターの教室・イベントへの派遣、インストラクターの普及活動支援

定款 第4条第8項に関する事業

1. 広報活動

- (1) 各報道関係者・出版機関に対して将棋文化の広報
- (2) 棋戦・イベント等の将棋に関する情報発信
- (3) 全国各地の公共機関・施設や企業より依頼された将棋イベントや講演等への協力
- (4) テレビ・ラジオ番組（将棋関係）への資料提供及び制作への協力
- (5) 新聞・雑誌からの取材等への協力
- (6) 将棋対局における記録など情報収集と発信
- (7) 動画配信サービスを利用した告知活動

2. 入門ツールの普及促進事業

- (1) 「はじめてのしょうぎセット」を用いた教室やイベント
- (2) 「ハート将棋」を用いた教室やイベント